

民生委員・児童委員が改選されました

△ 民生委員・児童委員が改選されました

役場だより

保険料を納めないと損

老齢基礎年金の半分は、私たちが納めた税金の中から支給されています。将来、年金をもらうことで間接的に、自分やみんなが納めた税金の一部を自分ももらうことができるのです。

つまり、将来、年金をもらえないということは、税金の納め損になる、ということです。

国民年金の給付は、老後の生活保障だけではありません

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったりなどに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。加入届や保険料の納め忘れがあると次の年金が受けられることもありますので、「あのとき…」と後悔する前に国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

亡くなったときに子のある配偶者または子が受けられます。



※年金給付には、各種要件があります。

職場の年金（厚生年金）に加入していない人は、国民年金に加入します

年金機構で居住確認できた場合は、20歳加入手続きが不要となつたため、20歳到達から2週間程度で『納付書』、『基礎年金番号通知書』が日本年金機構から送付されます。

ただし、居住確認ができない場合はご自身での加入手続きが必要となります。

※前納・口座振替希望の場合は役場住民課または、帯広年金事務所にお問合せください。

保険料の納付が困難な方は学生納付特例・納付猶予・免除制度があります

学生のための「学生納付特例制度」、20歳から50歳（学生除く）までが対象となる「納付猶予制度」は世帯主の所得が多くても、本人および配偶者の所得が少ない場合に、保険料の納付が猶予されます。

また、世帯主・本人・配偶者の収入が少なく保険料の納付が困難な人のために、「保険料免除制度」や「退職（失業）による特例免除」もありますので、収入が少ない方や無職の方も、安心して加入手続きを行ってください。

なお、免除や猶予を受けた期間は10年以内であれば後から保険料を納めることができます。

国民年金は加入・免除や猶予・年金請求時のすべての場合において、自分で手続きをする必要がありますので、忘れないようにしてください。

保険料を納めることになります。

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、

国民年金からのお知らせ

20歳から国民年金

問合せ先

△ 帯広年金事務所
役場住民課戸籍年金係
0155-251-3422
1155-251-3422
551-374-2213

12月1日民生委員・児童委員が一斉に改選され、厚生労働大臣並びに北海道知事から委嘱されました。

民生委員・児童委員は、住民の皆さんのが日常的に安心して暮らせるように、地域福祉、保健、医療などのほか、児童、妊産婦の生活環境の変化に対応し、相談や支援、指導など関係機関との連携を図り、広く福祉の充実を目指して活動することを目的に委嘱されています。

日頃の生活の中で悩んでいることや困っていることがありますならお気軽にご相談ください。
もちろんプライバシーは守ります。

(敬称略)

担当地区	氏名	担当地区	氏名
茂岩1.2.3.4区	佐竹正子	農野牛・下農野牛・礼作別区	森政巳
茂岩5.6区	廣澤智子	統内・二里塚・平和区	泉澄江
中央1.2.3区	宮脇直美	豊頃・上幌岡・下幌岡区	中野秋子
豊頃1.2.3区	大久保洋子	十弗町内・礼文内区	加藤彰
大津1.2区	山田睦	十弗西区	安田正志
牛首別・茂岩南区	石田美智雄	長節・旅来区	島崎美登里
二宮東・湧洞区	田頭保	主任児童委員(町内全域)	由水聖美
二宮中央・西区	鈴木敏美	主任児童委員(町内全域)	長谷部浩

(任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日)

◆民生委員・児童委員の活動例

民生委員・児童委員は、地域でさまざまな活動を行っています。

- 地域住民からの相談への対応
- 高齢者、障がい者世帯等の訪問、見守り
- 子どもたちの安全を守るための活動（通学路周辺のパトロールなど）
- 行政からの要請に基づく調査協力等
- 災害時要援護者の支援態勢づくり
- 学校活動への報告



問合せ先

役場福祉課
574-2214